

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

<社是>

知恵 それは無限の資産
実行 知恵は実行して実を結ぶ
貢献 実を結んで社会に貢献

当社は、株主及び投資家重視のもとに、経営環境の変化に即応した迅速な意思決定を図り、経営の健全化、公平性、透明性を確保する経営体制を構築することをコーポレートガバナンスにおける基本的な考え方とし、社是のもと、高精度位置情報技術を駆使した創造性豊かなソフトウェアを開発し社会に貢献してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤 清久	1,504,400	32.01
三菱電機株式会社	350,000	7.44
有限会社アット	264,000	5.61
安藤 和久	167,000	3.55
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	106,900	2.27
株式会社SBI証券	100,000	2.12
松井証券株式会社	80,200	1.70
五味 大輔	80,000	1.70
柳澤 哲二	78,900	1.67
アイサンテクノロジー従業員持株会	77,100	1.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 [更新](#)

上記のほか、自己株式92千株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
神山 真一	学者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神山 真一	○	該当なし	神山真一氏を社外取締役とした理由は、公立大学法人名古屋市立大学の教授を務めるなど、経済・経営システムの研究から企業経営のコーポレートガバナンスにおける高度な見識を有されており、当社の経営に有用な意見が期待できるものと判断したためであります。また、独立性の判断基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じる懸念はありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新]

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査室及び管理部との連携の下、必要な都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっています。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査室と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役及び社外監査役の独立した活動を支援しております。

また、監査役会は社長・内部監査室・会計監査人とそれぞれ定期的及び必要に応じて意見交換を行います。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新]

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
村橋泰志	弁護士										○			
中垣堅吾	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村橋泰志	—	—	弁護士の資格を有しており、コンプライアンスを中心とした経営監視機能の強化目的から選任しております。
中垣堅吾	○	—	企業経営に係る豊富な経験を有しており、コーポレートガバナンスを中心とした経営監視機能の強化目的から選任しております。 また、独立性の判断基準には該当せず、一般株主と利益相反が生じる懸念はありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役に対するインセンティブは検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

対象事業年度毎に取締役に支払った報酬は、当該事業年度における有価証券報告書に全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成8年6月26日開催の第26期定期株主総会において月額17,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査室及び管理部との連携の下、必要な都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっています。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤監査役が内部監査室と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。これらを通して社外取締役及び社外監査役の独立した活動を支援しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新](#)

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。経営の意思決定機関である取締役会は、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的かつ迅速な意思決定を行っております。

(2) 監査役会・監査役

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、取締役の職務執行を監視し、会計監査を含む業務全般の監査をしております。

監査役3名は止むを得ない事情がある場合を除き、全ての取締役会に出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制をとっています。また、会計監査人との連携を密にし、監査結果の講評時には情報交換・意見交換を行っております。

(3) 内部監査

内部監査業務は、内部監査室にて年間監査計画に基づき監査を実施しており、定期的に監査状況を社長に報告しております。また、その結果について、監査役、会計監査人との連携のもと業務の改善、内部統制の効率化及び強化に寄与しております。

(4) 会計監査人

会計監査人については、仰星監査法人を選任しております。会計監査人は、監査役及び内部監査室と必要に応じ適時情報交換を行うことで、相互の連携を深めております。

(5) 責任限定契約

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由[更新](#)

当社は、監査役会設置会社であり、独立性を保持する社外取締役を含む取締役会、各監査役及び監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。この体制の下、業務執行に対して社外の立場からの監視がなされており、客観的中立的な立場から経営を監視することが十分にできるため、現状の体制となっております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新]

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月24日開催の第45期定時株主総会においては、招集通知を法定期日の1週間前にウェブサイトへ掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第45期定時株主総会は集中日を避けて開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能にしております。
その他	株主総会にご出席いただいた株主に向け、報告事項及び議案の説明等の映像化を図り、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況 [更新]

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は定期的に株主懇談会を実施し、当該事業年度における事業報告を中心とした説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社公式HP(http://www.aisantec.co.jp/ir/)に、決算短信その他適時開示情報、決算補足説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ではステークホルダーの皆様の立場を尊重し、かつ、具体的な事業展開の指針とする「コンプライアンス行動指針」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社では環境対策としてクールビズやサマータイム制度を採用し節電に取り組むなど積極的に推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1) 内部統制の基本方針

<社是>

知恵 それは無限の資産

実行 知恵は実行して実を結ぶ

貢献 実を結んで社会に貢献

当社及び当社グループ各社は、この社是のもと、適正な業務執行のための体制を整備し運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、時代の変化に応じた適切な内部統制システムを整備すべく努めてまいります。

2) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ各社は、企業の発展的存続をするためには、コンプライアンスの徹底が必要であるとした認識から全ての取締役及び従業員が高い倫理観に基づいて行動し、社会から信頼され、貢献する経営体制の確立に努めます。

(2) その取り組みは、平成17年6月にコンプライアンス委員会を設置、そして同委員会よりコンプライアンスにおける具体的な行動指針である「コンプライアンス行動指針」を定め、それらの啓蒙並びに推進に向けた教育を実施し、公正であり透明性の高い組織を目指します。

(3) また、コンプライアンスに関する相談又は不正行為等の通報のため顧問弁護士へのホットラインを開設、その通報者の保護を図る内部通報制度を運用します。

(4) 社内業務における監査体制の強化を目的とし社長直轄組織として「内部統制室」を平成18年4月に設置し、各業務が定められた社内規定に従って適性かつ合理的に行われているかを定期的に監査し、その結果は同室より社長へ報告、指摘を受けた事項の速やかな改善及び指示を行います。(平成21年4月、内部統制室を内部監査室へ改組)

3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに子会社の取締役等からその職務の執行に係る情報の当社への報告に関する体制

(1) 当社及び当社グループ各社は、取締役会又は重要な会議の意思決定における記録及び取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、文書管理規程に基づいて定められた期間保存及び管理し、取締役は、必要に応じて、これら文書等を閲覧できるものとします。

(2) 当社は、子会社の取締役等にその職務の執行に係る重要な情報を当社に定期的に報告することを義務付け、その基準を明示するとともに体制を整備します。

4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社及び当社グループ各社は、様々な損失の危機に対して、損失の危険を最小限にする組織的な対応を行います。具体的には、当社及び当社グループ各社の事業展開において想定される危機に対応した「危機管理レベル」を設定し、そのレベルに従った対応のフローチャートを定めています。

(2) 損失の危機発生時には当該レベルに従ったフローチャートの対応を迅速に進め、その進捗及び結果は速やかに各社社長まで報告し、最善の対応策を実施します。

(3) 当社及び当社グループ各社の事業の特色として、社会基盤整備における重要な位置情報の生成・管理を担うソフトウェアを取り扱う事から、その品質強化に努めた体制を整備します。

5) 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ各社は、変化の激しい時代に対応する経営を確保するための体制として、取締役会を原則月1回定期的に開催します。また、必要に応じて適宜開催とし、当社及び当社グループ各社の経営戦略に係る重要事項については、経営会議において議論を進め、その審議の結果を経て意思決定を行います。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び執行の手続について定めております。

6) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は当社グループ全体の適性且つ効率的な経営のため、各子会社に対し内部監査室から定期的な監査を実施いたします。コンプライアンス並びに業務執行における課題を把握し、その報告を受け適切な改善を図ります。

(2) 当社子会社の重要事項の決定情報の共有化を図ります。また、子会社の業績・財務状況、その他重要事項の決定については、当社の取締役会等の所定の機関に対し、定期的に報告を行います。

7) 監査役の職務を補助する従業員について

(1) 現在、当社及び当社グループ各社は監査役を補助する従業員は配置しておりませんが、監査役から要請を受けた場合には監査役との協議により配置します。

(2) また、当該従業員の任命・異動等における人事権に係る決定には、監査役会の同意を得て決定し、取締役からの独立性を確保します。

8) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び従業員は、法定事項に加え、当社及び当社グループ各社の業務又は業績に与える重要な事項について、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役が職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項に関して、監査役に速やかに報告するとともに監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めるることができます。

(2) また、監査役会は社長・内部監査室・会計監査人とそれぞれ定期的及び必要に応じて意見交換を行います。

(3) 監査役に報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを当社または当社グループ各社において受けないことを確保するための制度について、整備を行います。

9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行状必要と認める費用について、前払い又は償還等の請求をした際には、社内規程に基づき、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除いて、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

10) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 当社及び当社グループ各社では、社長と監査役において、監査における意見交換・協議は、取締役会にて定例的に実施します。

(2) また、内部監査規程に基づき監査を実施する内部監査室との意見交換・協議も適宜実施しており、その連携の強化に努めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社及び当社グループ各社は、「コンプライアンス行動指針」において「反社会的勢力との関係断絶」を定めその勢力に対して毅然とした態度で対応し、反社会的行為に加担しないことを基本方針としております。

(2) 上記の方針を定めた「コンプライアンス行動指針」は、社員に常時閲覧可能な状態とし、周知徹底を図っております。また、業務統括本部を対応部署として管轄警察署と綿密に連携し、問題発生時には顧問弁護士及び管轄警察署に相談し適切な対応が取れる体制を整備しております。

す。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(模式図)

